

平成30年度 第1回 金沢市歴史まちづくり協議会

日 時：平成30年10月1日（月）13:30～15:30
場 所：金沢市役所7階 第4委員会室

次 第

1 開 会

2 課 長 挨 拶

3 会 長 選 任

4 議 事

1) 金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）の概要について

・・・（資料1）

2) 歴史的風致形成建造物の再指定について

・・・（資料2）

3) 金沢市歴史的風致活用国際観光整備計画（案）について

・・・（資料3）

5 閉 会

金沢市歴史まちづくり協議会 委員名簿
(平成30年度 第1回 歴史まちづくり協議会 出欠名簿)

(敬称略)

平成30年10月1日現在

構成	出欠	氏名	役職
学識経験者 (五十音順)	○	宇佐美 孝	郷土史家（郷土史）
	○	川崎 寧史	金沢工業大学教授（建築）
	○	北浦 勝	金沢職人大学校校長
	×	馬場先 恵子	金沢学院大学教授（都市計画）
	○	山崎 達文	金沢学院大学副学長（文化財）
	○	山崎 幹泰	金沢工業大学教授（日本建築史）
石川県	●	鈴見 裕司 (代理：前田 輝也 課長補佐)	都市計画課長
	●	浜田 哲郎 (代理：日出平 洋一 課長補佐)	土木部次長兼公園緑地課長
	●	田村 彰英 (代理：安 英樹 課長補佐)	文化財課長
金沢市	○	嶋浦 雄峰	文化スポーツ局長
	○	山田 裕	農林水産局長
	○	磯部 康司	土木局長

○：出席

●：代理出席

×：欠席

金沢市歴史まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、「金沢市歴史まちづくり協議会」と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、金沢の「まち」の魅力をさらに高めるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第11条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行う。

(会 長)

第3条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、当該協議会を組織する委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができない場合は、その指名する者を代理として出席させることができる。
- 4 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課に置く。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）概要

金沢市には、中心部に金沢城や兼六園などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には茶屋街や寺院群などの歴史的街並みが残されている。そこでは、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれ、本市固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出している。

金沢市では、これら城下町金沢の歴史文化資産の保全・活用を図り、「まち」の魅力を向上するため、平成21年1月19日に歴史まちづくり法に基づく「金沢市歴史的風致維持向上計画」を策定し、歴史文化資産を活かしたまちづくりを推進してきたところである。

昨年度、計画策定から10年が経過し、計画期間が満了したことから、引き続き、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るため、平成30年2月28日「金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定し、同年3月26日に国の認定を受けた。

【構成】

1. 金沢の歴史的風致形成の背景
 2. 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致
 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
 4. 重点区域の位置及び範囲
 5. 文化財の保存又は活用に関する事項
 6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項
 7. 歴史的風致形成建造物の指定の方針
 8. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針となるべき事項
- 参考. 歴史まちづくりのこれまでの取り組み

★ 歴史的風致とは、
「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動
が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地と
が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義
(歴史まちづくり法 第一条)

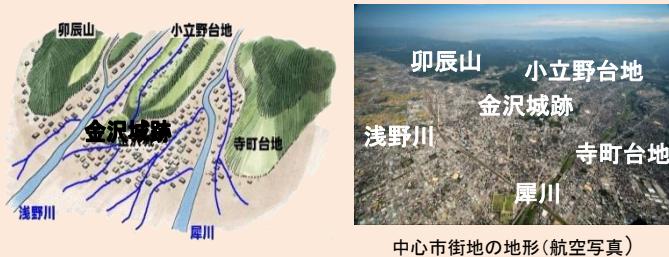


1. 金沢の歴史的風致形成の背景

★ 金沢の歴史的風致を形成している自然的環境、社会的環境、歴史的環境について示す。

■ 自然的環境

金沢は、四季の変化が明確であり、3つの丘陵・台地と2つの河川で構成される。変化に富んだ地形を有している。



中心市街地の地形(航空写真)

■ 社会的環境

藩政期からの職人技を受け継ぐ、金箔、漆器、染色などの産業が現在も伝統産業として残っているほか、醤油や日本酒の製造業も継承されている。また、藩政期から市民の生活に深く溶け込んでいる金沢固有の食文化も継承されている。



金沢箔



金沢漆器



加賀友禅



加賀野菜

■ 歴史的環境

天文15年(1546)金沢御堂の門前につくられた寺内町が始まりといわれており、天正11年(1583)前田利家が金沢城に入城し、近世城下町がつくれられた。

寛文～延宝期(1661～81)に金沢城下町の主要な都市構造が完成したといわれている。



東内惣構跡



金沢城跡



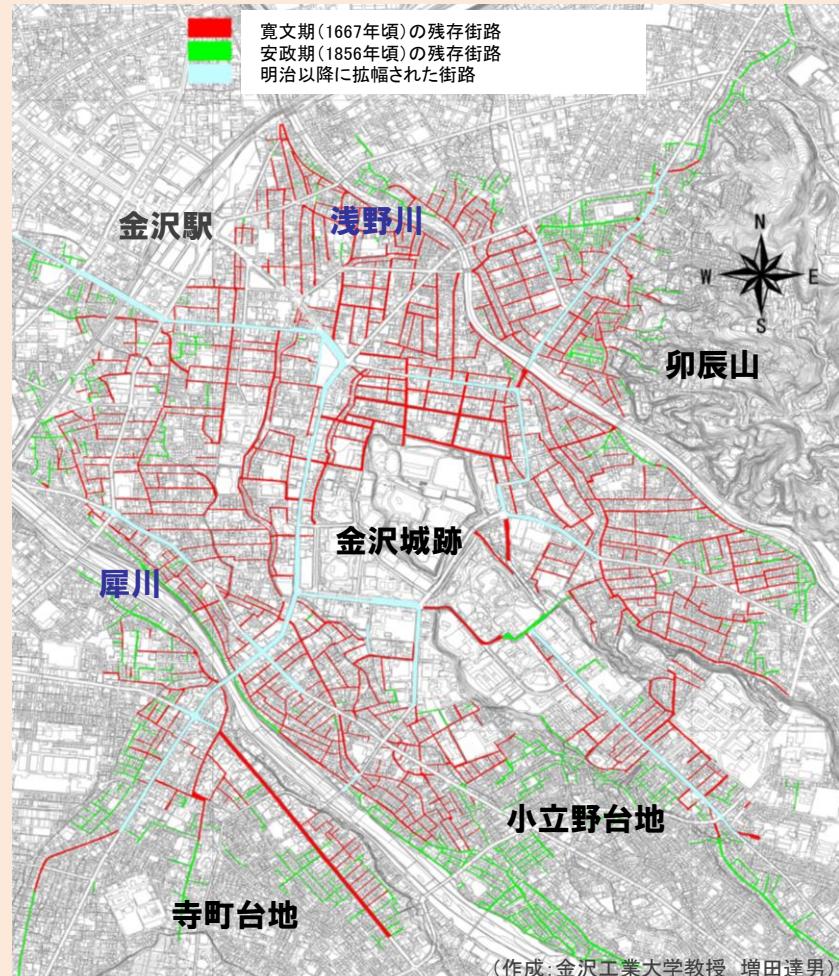
兼六園



八坂



大野庄用水



現在の金沢の街路網
(近世城下町の都市構造が良好に残る)

(作成:金沢工業大学教授 増田達男)



2. 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致

★ 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致は、その風土と歴史に根ざした都市構造を基盤とする近世以来の歴史的建造物や歴史的街並みとともに、人々の生活、生業として現在も営まれている伝統行事、伝統文化及び工芸技術が一体となって形成される良好な市街地環境である。

■ 歴史的建造物

金沢の旧城下町を中心とする区域には、多くの文化財建造物が分布している。



成巽閣



尾山神社神門



石川四高記念文化交流館
(旧第四高等中学校)

■ 歴史的街並み

金沢の旧城下町を中心とする区域には、文化財建造物を核とした歴史的街並みが多く残っている。



東山ひがし



卯辰山山麓



長町

■ 伝統行事、伝統文化及び工芸技術

金沢には藩政期に由来する加賀鳶などの伝統行事、茶の湯や能などの伝統文化、金箔や加賀友禅などの工芸技術が継承され、現在も市民の生活に息づいている。



加賀鳶梯子登り



加賀宝生薪能



加賀友禅流し (浅野川)

■ 全体像

金沢は、近世城下町から引き継がれてきた重要な全ての構成要素を良好に残す「フルセットの城下町」であり、その歴史的風致は他に類を見ない世界に誇るべきものといえる。



現代

近代

近世

2. 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致

① 金沢城・兼六園周辺に見る歴史的風致

藩政期以来、金沢のシンボルとして都市核を形成する金沢城跡と兼六園及びその周辺は、金沢を象徴する歴史的風致の中心を成す歴史的建造物であるとともに、1年を通して様々な伝統文化や伝統行事が繰り広げられる舞台となっている。



兼六園(雪吊り)

② 茶屋街に見る歴史的風致

藩政期以降の3茶屋街では、一般の町家建築とは趣の異なる茶屋建築が残っている。このような昔ながらの茶屋建築では、加賀百万石の伝統文化を示す芸能や茶屋文化が現在も華やかに息づいている。



茶屋建築(ひがし検番)

③ 寺院群に見る歴史的風致

藩政期に形成された3寺院群では、藩政期から広く庶民の間で信仰されてきた宗教行事や民俗行事が盛んで、現在も季節ごとにそれらを寺院や神社で見ることができる。



四万六千日参りの開催案内

④ 旧武士居住地に見る歴史的風致

藩政期に城下の約6割の面積を占めていた武士居住地は、金沢城を中心に面的に広がっていた。それらの多くは既成市街地の戸建て住宅地として現在に至っているが、土塀の連続や長屋門など現在もその歴史的名残を市内各所に見ることができる。



武士住宅(橋場町)

⑤ 旧町人居住地に見る歴史的風致

藩政期に城下の約3割の面積を占めていた町人居住地は、武士居住地の間を縫うように北国街道や往還の沿道に線的に広がっていた。

現在、旧城下上口の泉町や旧下口の春日町、大樋町には旧街道が残り、尾張町界隈には藩政期から近代にかけての商業地の風情が残っている。旧往還の沿道などには、間口が狭く両隣が建て詰まり、奥行の深い町家建築が現在も残り、旧町人居住地の往時を偲ばせる。



旧街道に見る町家(大樋町)

⑥ 河川に見る歴史的風致

犀川と浅野川は金沢を代表する河川であり、川幅が広く悠々と流れる犀川は男川、流れがやさしく繊細な情緒が漂うことから浅野川は女川とも呼ばれている。そこでは、民俗行事や伝統工芸に関する作業を見ることができる。



加賀友禅流し(浅野川)

⑦ 丘陵・台地に見る歴史的風致

金沢の特徴のひとつに卯辰山、小立野台地、寺町台地の3つの丘陵・台地で形成された起伏のある地形と寺町台地に連なる野田山など、丘陵地の豊かな自然がある。そこでは、特徴的な宗教行事や民俗行事が現在も息づいている。



野田山墓地(お盆の風景)

⑧ 街路・用水に見る歴史的風致

金沢では城下町を構成した街路網の基本的形態が現在も残っている。また、犀川・浅野川等を水源として旧城下町を中心に平野部を流れる用水が55水系あり、総延長は約150kmに及んでいる。これらの用水は、現在も市民の生活と密接に関わりながら流れている。



大野庄用水

⑨ 茶の湯文化が育む歴史的風致

三代藩主利常に招かれた茶道宗和流金森宗和や裏千家仙叟宗室により広まった茶の湯は、工芸、作庭の分野だけではなく和菓子文化や自宅に茶室を設える建築文化など現在も市民の生活に大きな影響を与えていている。



茶室(夕顔亭)

⑩ 伝統芸能が育む歴史的風致

金沢には、藩政期から受け継がれてきた多くの伝統芸能を現在も市内各所で見ることができる。能楽は、藩主が奨励したことから「加賀宝生」として武士や町人の間に広まり、職人も謡を嗜んだ。加賀獅子舞は、旧城下町のほか周辺地域の各町会において広く伝承されており、地域に最も根付いた民俗芸能となっている。



加賀獅子舞

⑪ 城下町と密接に関わってきた地域の歴史的風致

旧城下町の周辺には、藩政期に物流や特別の産業によって城下町と深く関わりながら発展していた地域があり、現在でも歴史的風致を色濃く残す地区がある。



山王悪魔払い(大野町)

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

★ 歴史的風致の維持及び向上を図るための課題を整理し、方針について示す。

■ 課題

歴史的建造物に関する課題

- ・歴史的建造物の減少
- ・所有者の財政的負担 等



歴史的建造物の滅失

歴史的街並みに関する課題

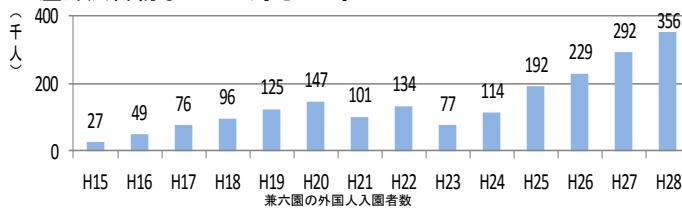
- ・電線類等による景観阻害
- ・暗渠化された用水 等



景観を阻害する電線類

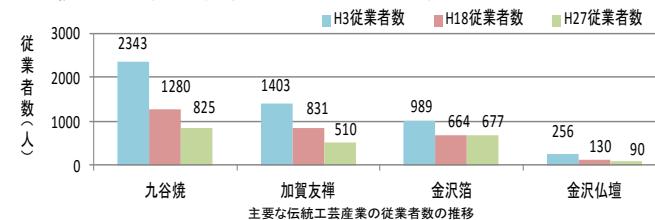
歴史的建造物の周辺環境に関する課題

- ・外国人旅行者等の急増
- ・屋外広告物などへの対応 等



伝統行事、伝統文化及び工芸技術に関する課題

- ・コミュニティの希薄化
- ・伝統産業の労働者数の減少 等



■ 方針

歴史的建造物の積極的な保全と活用

歴史的建造物の価値付けや、保全、活用のための施策を推進する。

歴史的街並みの保全

都市構造を示す歴史遺産の整備や無電柱化事業の推進、川筋景観保全、防災力の向上等を図る。

歴史的建造物の周辺環境の保全

歴史的建造物や歴史的街並みの周辺における屋外広告物の規制強化や、外国人旅行者の受け入れ等、周辺環境の整備を図る。

伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者の育成

伝統行事等地域コミュニティの活性化に資する施策や、技術の継承、後継者育成に関する施策を推進する。

■ 実施体制

- ・県や市等の計画実施体制、事務局や各審議組織からなる計画推進体制、法定協議会である「金沢市歴史まちづくり協議会」によって、本計画の実施・推進を図る。
- ・文化財保護と一体となったまちづくりの推進を進めるため、文化財部局とまちづくり部局の連携を図る。

さらなる歴史的風致の維持及び向上

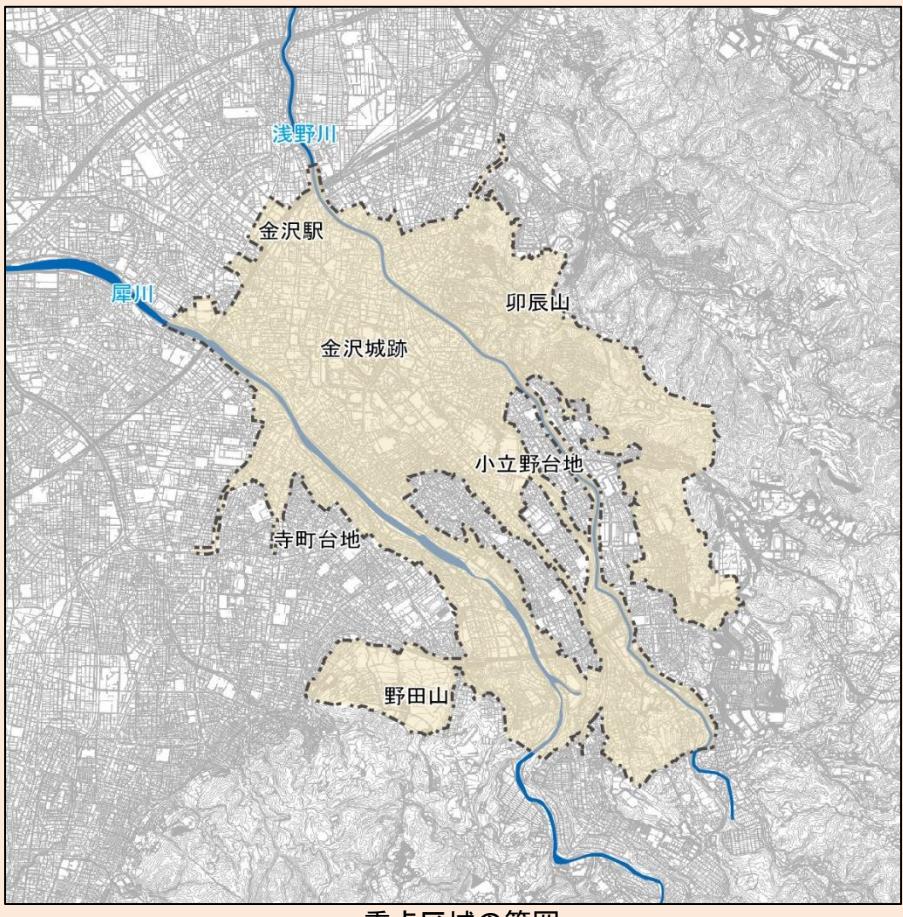


4. 重点区域の位置及び範囲

★ 歴史的風致の維持及び向上を図るため、重点区域を定め、本計画に基づく施策を重点的かつ一体的に推進する。

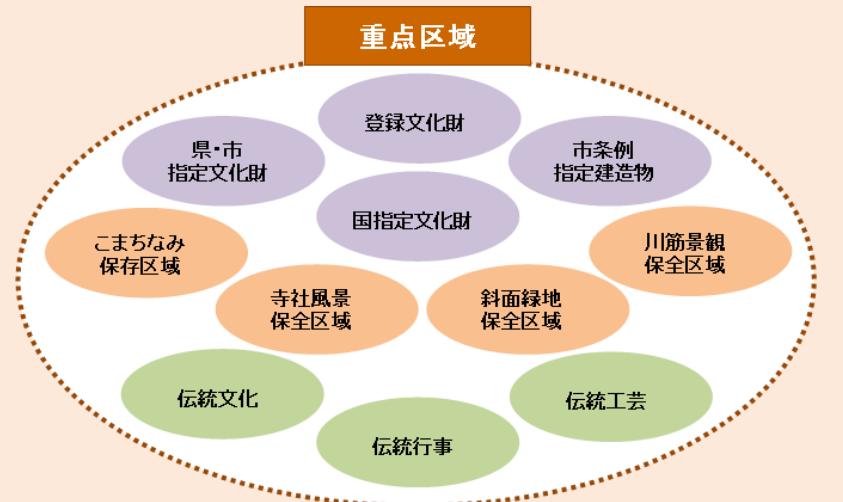
【重点区域の名称】金沢城下町区域

【重点区域の面積】2, 140 ha



■ 重点区域設定の考え方

- ・重点区域は、国指定文化財に代表される歴史的建造物、それらの歴史的建造物と一緒に形成されている歴史的街並み及び、そこに息づいている伝統行事、伝統文化及び工芸技術が顕著に見られる区域を基本に設定する。
- ・具体的には、金沢城跡や兼六園周辺を中心とする旧城下町の区域及び市街地の背景として重要な緑豊かな丘陵、台地の自然地形の一部を含む区域を重点区域とする。



★ 重点区域 とは

重要文化財建造物等の用に供される土地、重要伝統的建造物群保存地区内の土地及びその周辺の土地の区域であり、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ、一体的に推進することが特に必要な土地の区域(歴史まちづくり法第二条)

5. 文化財の保存又は活用に関する事項

★ 文化財等の保存又は活用に関する主な事項を示す。

保存・活用の方針

- ・個々の文化財における保存活用計画の策定を進める。
- ・歴史的風致の維持及び向上に寄与する文化財について、歴史的風致形成建造物の指定を図る。
- ・文化財の現状把握と不具合の早期発見のため、定期的なパトロールを実施する。

修理(整備)に関する方針

- ・文化財の修理は、その価値を損なわないよう、現状修理を基本とする。
- ・文化財の整備は、歴史的真正性を最大限確保するため、過去の調査記録などの活用、類例調査等を踏まえ実施する。
- ・適切な修理、整備を行うため、事業者や所有者へ技術的、財政的支援を行う。

保存・活用を行うための施設に関する方針

- ・文化財の存在と価値を周知するため、公共サインの整備や説明板等の充実を図る。
- ・外国人旅行者へ文化財を正しく、分かりやすく伝えるため、施設の多言語化を進める。

周辺環境の保全に関する方針

- ・文化財の周辺環境の変化は、文化財の価値や魅力に影響を与えるため、景観法、都市計画法及び市の独自条例による規制や、制度の積極的な活用を図る。

防災に関する方針

- ・文化財の所有者及び管理者、地域住民、消防署が一体となった防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。
- ・防災設備の設置及び更新や、耐震診断及び耐震補強工事の推進を図る。

普及・啓発に関する方針

- ・文化財の存在と価値を周知するため、文化財の公開や、ホームページの充実等による情報発信に努める。

6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

★ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針を定め、様々な事業を展開する。

方針

- ・事前に整備内容について各審議組織に諮った上で整備を実施する。
- ・各施設が良好な歴史的風致を維持できるよう、施設管理者や所有者、地域住民、関係団体と連携を図り、適切に管理を行う。

事業

歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業

- ・金澤町家再生活用事業、伝統的寺社建造物修復事業 など



金澤町家再生活用

歴史的街並みの保全に関する事業

- ・無電柱化事業、道路修景事業、川筋景観保全事業 など



無電柱化(ひがし茶屋街)

歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業

- ・観光案内板整備事業、多言語化事業、人材育成事業 など



人材育成(通訳ガイド)

伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者の育成に関する事業

- ・工芸工房開設奨励事業、各種子ども塾事業 など



子どもマイスタースクール

★ 歴史的風致維持向上施設 とは

地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設
その他の施設(歴史まちづくり法第三条)

7. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

★ 金沢の歴史的風致を形成する重要な構成要素である建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを歴史的風致形成建造物として指定します。

■ 歴史的風致形成建造物の指定基準

- ① 石川県指定文化財
- ② 金沢市指定文化財
- ③ 登録有形文化財、登録記念物及び重要文化的景観保存のための建造物
- ④ 景観重要建造物、景観重要公共施設
- ⑤ 伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物
(ただし、重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く)
- ⑥ 以下の金沢市独自条例による建造物等
 - (1) 指定保存対象物
 - (2) こまちなみ保存建造物
 - (3) 保全用水
- ⑦ その他特に市長が認める建造物
ただし、1)概ね50年以上経過したもの、2)適切な維持管理が見込まれるもの、3)所有者の同意が得られるもの、の条件を満たす建造物

★ **歴史的風致形成建造物** とは
重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要があると認められたもの(歴史まちづくり法第十二条)

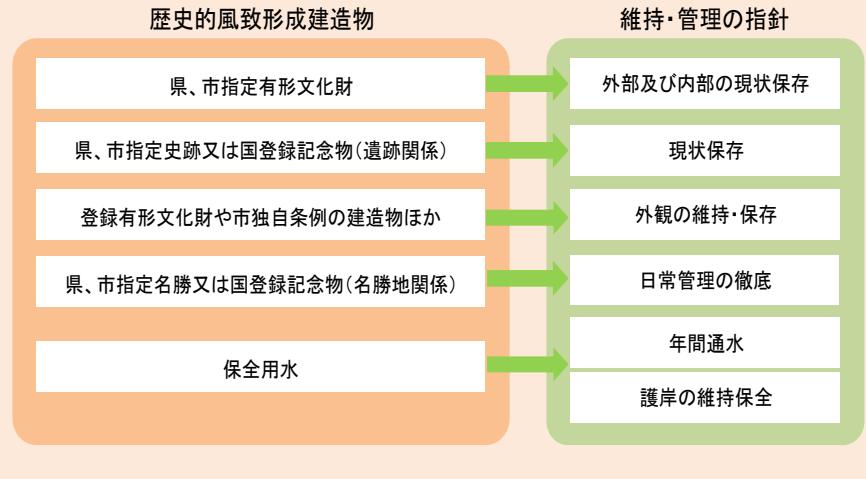
8. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針となるべき事項

★ 歴史的風致形成建造物を維持・管理するための指針を示す。

■ 基本的な考え方

- 1 歴史的風致形成建造物の前提として別の法律または条例に基づき指定等がされている建造物については、その法令に基づき適正に維持・管理を行う。
また、その他の建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。
- 2 歴史的建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や装置の保存または復元に努める。

■ 個別の事項





参考. 歴史まちづくりのこれまでの取り組み

★ これまで、前計画の中で整備を行った事業及び指定を行った歴史的風致形成建造物の代表例と、本協議会の役割について以下に示す。

■ 事業

金沢城公園整備事業



橋爪門

「石川門」の保存修理、「河北門」、「橋爪門」の復元による金沢城三御門の整備を行った。

大野庄用水整備事業



大野庄用水(三社のどんど)

藩政期からの歴史にふさわしい修復整備等により、用水の街としての魅力向上を図った。

多言語化事業



英語版観光パンフレット

外国人旅行者向けの観光パンフレットや観光HP等の多言語化を推進した。

歴史的建造物保存活用事業



金澤町家情報館

歴史的建造物を本市で取得、修理復元を行い、広く公開活用を行う施設として整備を行った。

無電柱化事業



金沢城お堀通り

金沢城周辺道路の無電柱化及び道路修景整備を行うことで、周辺の景観向上を図った。

子ども塾事業(加賀宝生)



練習風景

藩政期から続く加賀宝生を子供たちに教えることを通じ、伝統芸能の次代への継承を図った。

■ 歴史的風致形成建造物



如来寺本堂
(市指定有形文化財)



旧三田商店
(国登録有形文化財)



旧川縁米穀店
(市指定保存対象物)



清水家住宅
(こまちなみ保存建造物)



桑島家住宅
(こまちなみ保存建造物)



鞍月用水
(市指定保全用水)

■ 協議会の役割

○設置根拠と目的

歴史まちづくり法第11条を根拠とし、その目的は、協議会規約第2条によると、計画作成及び変更に関する協議並びに認定計画の実施に関する連絡調整を行うこととされている。

○具体的な協議、調整事項

- ・計画掲載事業の追加や歴史的風致形成建造物の追加指定に係る計画の変更に関する協議
- ・各年の事業における「進捗評価」、計画そのものの評価における、計画中間時点での「中間評価」及び最終年度での「最終評価」に係る連絡調整
- ・その他、歴史まちづくりの推進に関する連絡調整

歴史的風致形成建造物の再指定について

○歴史的風致形成建造物制度と再指定について

重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区の周辺における町家等の歴史的建造物については、歴史的風致を形成しているにも関わらず、現状変更規制や支援措置等が十分でない場合が多く、その保全が困難な状況にある。

そこで、市町村が認定計画の期間内に限り、重点区域内において「歴史的風致形成建造物」として指定し、所有者に管理義務及び届出義務を課すとともに、国からの各種支援措置の対象とする制度である。

前計画にあっては、歴史的風致形成建造物として右表のとおり33件を指定していたが、これら建造物は、第2期計画においても同様に、本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素であるため、再指定を行うこととしたい。

表 歴史的風致形成建造物再指定候補一覧表

番号	建造物名	掲載ページ	所在地	概要（建造物の内容、概ねの建設年、保護措置（市指定、登録文化財等））
1	金沢城惣構跡	資-6, 20	金沢市広坂1-128ほか	金沢市指定文化財（史跡）（H20. 12. 26）
2	鞍月用水	資-20, 36	金沢市城南2～中橋町	金沢市保全指定用水（H9. 6. 23）
3	超雲寺庫裏	資-27	金沢市芳斎1-16-8	主屋：木造平屋建一部2階建、切妻造葺、江戸時代後期、 金沢市指定保存対象物（S61. 4. 11）
4	松風閣庭園	資-7, 21	金沢市本多町3-1-1	旧加賀八家本多家屋敷跡に残る庭園、江戸時代初期、 金沢市指定文化財（名勝）（H20. 5. 1）
5	旧森紙店	資-27	金沢市野町1-2-34	主屋：木造2階建、切妻造石置き板葺き、江戸末期建築、 金沢市指定保存対象物（S58. 4. 11）
6	辻家庭園	資-7	金沢市寺町1-8-48	作庭時期：大正初期、金沢市指定文化財（名勝）（H16. 11. 11）
7	西検番事務所	資-11	金沢市野町2-25-17	西洋建築、木造2階建、瓦葺、大正11年（1922）建築、 国登録有形文化財建造物（H15. 7. 1）
8	旧川縁米穀店	資-27	金沢市茨木町53	木造2階建、切妻造柱瓦葺、江戸末期建築、 金沢市指定保存対象物（H元. 4. 11）
9	旧三田商店	資-10, 22, 27	金沢市尾張町1-8-5	西洋建築、鉄筋コンクリート造2階建、陸屋根、昭和5年（1930）建築、 国登録有形文化財建造物（H9. 6. 12）、金沢市指定保存対象物（H4. 4. 21）
10	旧ワイン館	資-27	金沢市飛梅町1-10	木造2階建、切妻造柱瓦葺、明治24年（1891）建築、 金沢市指定保存対象物（S58. 4. 11）
11	旧佐野家住宅	資-27	金沢市片町2-5-17	主屋：木造2階建、切妻造柱瓦葺、大正5年（1916）建築、 金沢市指定保存対象物（H22. 4. 21）
12	聖靈病院聖堂	資-6	金沢市長町1-5-30	ロマネスク様式、木造平屋建一部2階鋼板葺、昭和6年建築 金沢市指定文化財（建造物）（H18. 7. 11）
13	西家庭園	資-7	金沢市長町3-1-57	作庭時期：大正時代、金沢市指定文化財（名勝）（H19. 12. 3）
14	如来寺本堂	資-6	金沢市小立野5-1-15	入母屋造柱瓦葺、文化10年（1813）頃建築、 金沢市指定文化財（建造物）（H21. 12. 11）
15	寿屋	資-22, 27	金沢市尾張町2-4-12	主屋：木造3階建、切妻造柱瓦葺、江戸末期建築、 金沢市指定保存対象物（S62. 4. 11）
16	旧田上医院	資-28	金沢市尾張町1-5-20	木造2階建一部3階建、切妻造柱瓦葺、昭和7年（1932）建築、 金沢市指定保存対象物（H22. 4. 21）
17	千田家庭園	資-7	金沢市長町1-4-22	金沢市指定文化財（名勝）（H25. 1. 11）
18	旧森快安邸（大樋美術館）	資-28	金沢市橋場町2-17	木造2階建、切妻造柱瓦葺、万延元年（1860）建築、 金沢市指定保存対象物（H2. 4. 21）
19	新家邸長屋門	資-27	金沢市長町1-1-41	木造平屋建、切妻造柱瓦葺、江戸後期建築、 金沢市指定保存対象物（H4. 4. 21）
20	旧園邸	資-6	金沢市西町3番丁17-7	大正中期建築、近代和風建築、木造平屋建、切妻造柱瓦葺 金沢市指定文化財（建造物）（H6. 5. 11）
21	寺島蔵人邸跡	資-6	金沢市大手町10-3	中級武家屋敷、18世紀後半の中頃、 金沢市指定文化財（史跡）（S49. 3. 25）
22	宮村家住宅	資-32	金沢市天神町2-10-31	町家、木造2階建、柱瓦葺、昭和11年（1936）建築、 こまちなみ保存建造物（H12. 11. 1）
23	清水家住宅	資-23, 34	金沢市尾張町2-9-7	町家、木造2階建、柱瓦葺、明治後期建築、 こまちなみ保存建造物（H8. 3. 27）
24	奥田家長屋門	資-32	金沢市里見町51、52-2	木造平屋建、柱瓦葺、江戸時代建築、 こまちなみ保存建造物（H8. 3. 27）
25	伊崎家所有建物	資-23	金沢市尾張町2-9-10	町家、木造2階建、柱瓦葺、明治後期建築、 こまちなみ保存建造物（H8. 3. 27）
26	旧河村家住宅	資-32	金沢市水溜町4-4	近代和風建築、木造2階建、柱瓦葺、昭和6年（1931）建築、 こまちなみ保存建造物（H14. 2. 21）
27	旧高田桶屋	資-32	金沢市扇町5-13	町家、木造2階建、金属板瓦葺、明治32年（1899）建築、 こまちなみ保存建造物（H26. 12. 22）、国登録有形文化財（H30. 3. 27）
28	大野庄用水	資-20, 36	金沢市片町2-564先～ 金沢市中橋町280先	金沢市保全指定用水（H9. 6. 23）
29	本多家上屋敷西面門跡 及び塀跡附道跡	資-7	金沢市本多町3-61-1 の一部外	金沢市指定文化財（史跡）（H25. 9. 11）
30	下徳家住宅	資-32	金沢市水溜町14	武士系住宅、木造2階建、金属板瓦葺、明治17年（1844）建築、 こまちなみ保存建造物（H14. 2. 21）
31	旧村松商店 (村松商事株式会社ビル)	資-12, 23, 28	金沢市尾張町1-8-1	鉄筋コンクリート造3階建、陸屋根、昭和3年（1928）建築、 国登録有形文化財建造物（H16. 3. 1）、金沢市指定保存対象物（H15. 10. 21）
32	菜島家住宅	資-32	金沢市東山1-21-3	近代和風建築、木造平家建、柱瓦葺、昭和18年（1943）建築、 こまちなみ保存建造物（H10. 10. 1）
33	料亭 一葉 茶室・土蔵	資-23, 33	金沢市旧新町5-3	茶室：木造瓦葺一部金属板葺平屋建、土蔵：土蔵造、瓦葺2階建、 大正元年（1912）、こまちなみ保存建造物（H28. 12. 12）



1

金沢城惣構跡

金沢市広坂1-128ほか

金沢市指定文化財（史跡）



2

鞍月用水

金沢市城南2～中橋町

金沢市保全指定用水



3

超雲寺庫裏

金沢市芳斎1-16-8

金沢市指定保存対象物



4

松風閣庭園

金沢市本多町3-1-1

金沢市指定文化財（名勝）



5

旧森紙店

金沢市野町1-2-34

金沢市指定保存対象物



6

辻家庭園

金沢市寺町1-8-48

金沢市指定文化財（名勝）



7

西検番事務所

金沢市野町2-25-17

国登録有形文化財建造物



8

旧川縁米穀店

金沢市茨木町53

金沢市指定保存対象物



9

旧三田商店

金沢市尾張町1-8-5

国登録有形文化財建造物

金沢市指定保存対象物



旧ワイン館

金沢市飛梅町1-10

金沢市指定保存対象物



旧佐野家住宅

金沢市片町2-5-17

金沢市指定保存対象物



聖靈病院聖堂

金沢市長町1-5-30

金沢市指定文化財（建造物）



西家庭園

金沢市長町3-1-57

金沢市指定文化財（名勝）



如来寺本堂

金沢市小立野5-1-15

金沢市指定文化財（建造物）



寿屋

金沢市尾張町2-4-12

金沢市指定保存対象物



旧田上医院

金沢市尾張町1-5-20

金沢市指定保存対象物



千田家庭園

金沢市長町1-4-22

金沢市指定文化財（名勝）



旧森快安邸（大樋美術館）

金沢市橋場町2-17

金沢市指定保存対象物



新家邸長屋門

金沢市長町1-1-41

金沢市指定保存対象物



旧園邸

金沢市西町3番丁17-7

金沢市指定文化財（建造物）



寺島蔵人邸跡

金沢市大手町10-3

金沢市指定文化財（史跡）

宮村家住宅



清水家住宅



奥田家長屋門



金沢市里見町51、52-2

こまちなみ保存建造物

伊崎家所有建物



旧河村家住宅



旧高田桶屋

金沢市扇町5-13

国登録有形文化財建造物
こまちなみ保存建造物



大野庄用水



本多家上屋敷西面門跡及び
堀跡附道跡



下徳家住宅

金沢市水溜町14

こまちなみ保存建造物





旧村松商店
(村松商事株式会社ビル)

金沢市尾張町1-8-1

国登録有形文化財建造物
金沢市指定保存対象物



兼島家住宅

金沢市東山1-21-3

こまちなみ保存建造物



料亭 一葉 茶室・土蔵

金沢市旧新町5-3

こまちなみ保存建造物

金沢市歴史的風致活用国際観光整備計画（案）について

1 歴史的風致活用国際観光支援事業について

歴史的風致維持向上計画認定を要件とした国からの支援措置である「歴史的風致活用国際観光支援事業」は、広域観光周遊ルート形成計画において広域観光周遊ルートを形成する認定市町村を対象とし、訪日外国人旅行者の受入環境整備を支援するものである。

本市は、広域観光周遊ルート形成計画の「昇竜道」（申請者：中部（東海・北陸・信州）広域観光推進協議会）に記載されており又、認定計画における歴史的風致の維持及び向上に関する方針及び事業にも、外国人旅行者の受入等周辺環境の整備を掲げていることからも、当該支援措置の活用を目指すこととする。

支援措置を受けるにあたっては、歴史的風致活用国際観光協議会により歴史的風致活用国際観光整備計画を作成し、国土交通大臣に提出する必要がある。

2 歴史的風致活用国際観光整備計画（案）について

歴史的風致活用国際観光整備計画（案）については、次頁のとおり。

金沢市歴史的風致活用国際観光整備計画 (案)

平成 30 年〇〇月

目 次

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間	2
3. 広域観光周遊ルート形成計画との関連性	2
4. 歴史的風致維持向上計画との関連性	4
5. 協議会の体制	6
6. 実施方針	6
7. 事業名及び概要	7
8. その他	8

1. 計画策定の背景と目的

本市は、加賀百万石の城下町として栄え、金沢城跡、兼六園を中心として、武家屋敷跡や茶屋街、寺院群など藩政時代からの風情ある街並みを有しており、加賀藩前田家の歴代藩主が振興した伝統工芸や伝統芸能が今なお受け継がれている。

本市では、こうした藩政時代から醸成されてきた歴史文化資産を保存・整備し、金沢の歴史的風致を後世に伝えていくために、平成 21 年(2009)1 月 19 日に「金沢市歴史的風致維持向上計画」を策定し、国の第 1 号認定を受けた。同計画は 10 年間の計画期間を経て、平成 30 年(2018)2 月 28 日には、さらに本市の歴史的風致を維持向上させるために次の計画である「金沢市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」を国へ申請し、同年 3 月 26 日に認定されている。

本市固有の歴史文化資産は、国際的にも価値の高い観光資源でもあることから、これまで「ほんものの伝統文化や伝統芸能を受け継ぐまち金沢」を体感できるソフトプログラム等により、誘客促進を図ってきた。

平成 27 年(2015)3 月 14 日に、北陸新幹線の東京－金沢間が開業したことにより、本市と 3 大都市圏が概ね 2 時間半で結ばれることとなり、広域観光をより一層推進しやすい環境が整ったことや、近年の円安傾向、アジア諸国の人気ましい経済成長並びに 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催などの社会環境に変化が重なったことから、本市を訪れる外国人旅行者が急増しており、外国人旅行者の受け入れ環境を整備することが急務であるため、今回、「金沢市歴史的風致国際観光整備計画」を策定するものである。

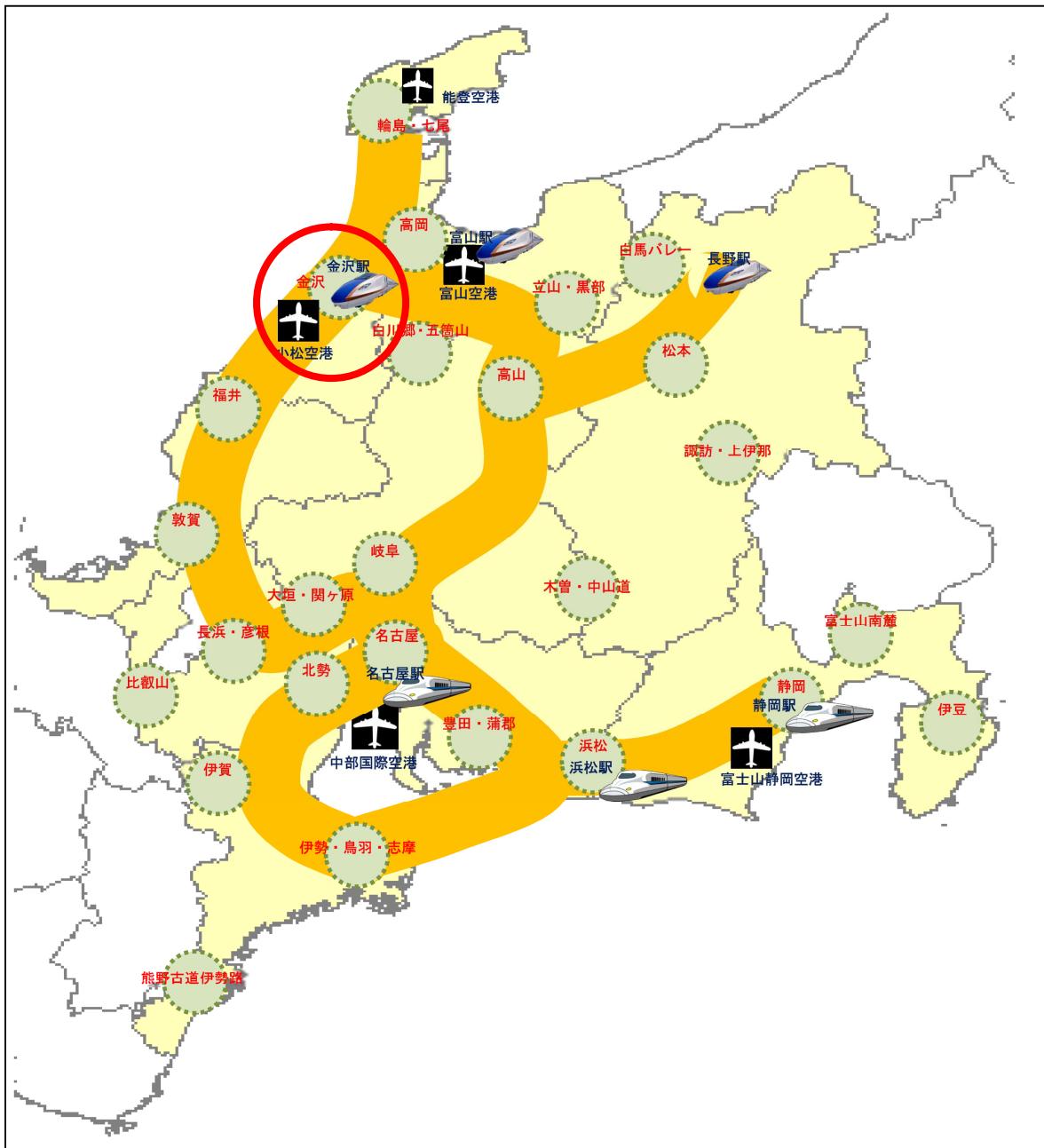
2. 計画期間

整備計画の計画期間は、平成 31 年(2019)から平成 33 年(2021)の 3 年間とする。

3. 広域観光周遊ルート形成計画との関連性

平成 27 年(2015)6 月 12 日に広域観光周遊ルート形成計画の「昇竜道」(申請者: 中部(東海・北陸・信州)広域観光推進協議会)が国土交通大臣の認定を受けた。

この計画では広域観光拠点地区として、加賀百万石の歴史・文化を擁しており、歴史まちづくり法の認定と重要文化的景観の選定を受けている金沢市を含む「金沢地区」が記載されている。また、主要ゲートウェイ施設として、「金沢駅」が挙げられており、「金沢駅」を拠点として、歴史的風致を活用した施策を展開していく。



広域観光周遊ルート形成計画「昇竜道」P.26 より引用

図 3-1 昇竜道の対象区域図

4. 歴史的風致維持向上計画との関連性

本市が策定した歴史的風致維持向上計画（第2期）（以降、第2期計画）により金沢城・兼六園、茶屋街や寺院群、用水などの歴史的建造物や歴史的街並みの保全、活用と周辺環境の整備を進めることで歴史的風致維持及び向上が図られ、金沢の個性と魅力が多いに高まることが期待される。

また、武士の嗜みであった能楽や茶の湯などの伝統文化が現在も深く息づいており、市民生活に大きく関わっている。能が愛好されることは、能面、扇などの道具、音曲に関わる楽器の需要につながり、茶の湯文化の生活への浸透は、茶道具、茶室、着物など様々な需要を生み出している。

さらに、本市には、藩政期以来の伝統を現在も受け継ぐ美術・伝統工芸が残っており、加賀藩御細工所の伝統を受け継ぐ金沢箔、加賀友禅、大樋焼などがあり、これらの工芸技術は、時代とともに庶民の生活文化にも深く関わっている。

第2期計画に基づく取り組みを実施することにより、金沢の伝統文化や伝統工芸が様々な場所や機会を通じて活性化し、その保存、継承に大きくつながることとなる。

本市の観光戦略の基本の一つはこれら藩政期から受け継がれた歴史文化資産の活用にあり、歴史的建造物、歴史的街並み、伝統文化及び伝統産業は世界に誇るべき観光資源である。平成27年(2015)3月に北陸新幹線が開業して以来、交流人口や物流が大きく変化しており、特に、外国人観光客は年々増加している。

今後多くの外国人観光客に多くの歴史的風致を見て、触れて、感じて、理解してもらうためには、多言語での情報発信強化や観光ガイドのスキルアップ等のソフト面での対策を充実させることが本市の目指す都市像である「世界の交流拠点都市金沢」の実現につながることになる。

【密接に関連している歴史的風致】

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1 金沢城・兼六園周辺に見る歴史的風致 | 9 茶の湯文化が育む歴史的風致 |
| 2 茶屋街に見る歴史的風致 | 10 伝統芸能が育む歴史的風致 |
| 3 寺院群に見る歴史的風致 | 11 城下町と密接に関わってきた地域の歴史的風致 |
| 4 旧武士居住地に見る歴史的風致 | |
| 5 旧町人居住地に見る歴史的風致 | |

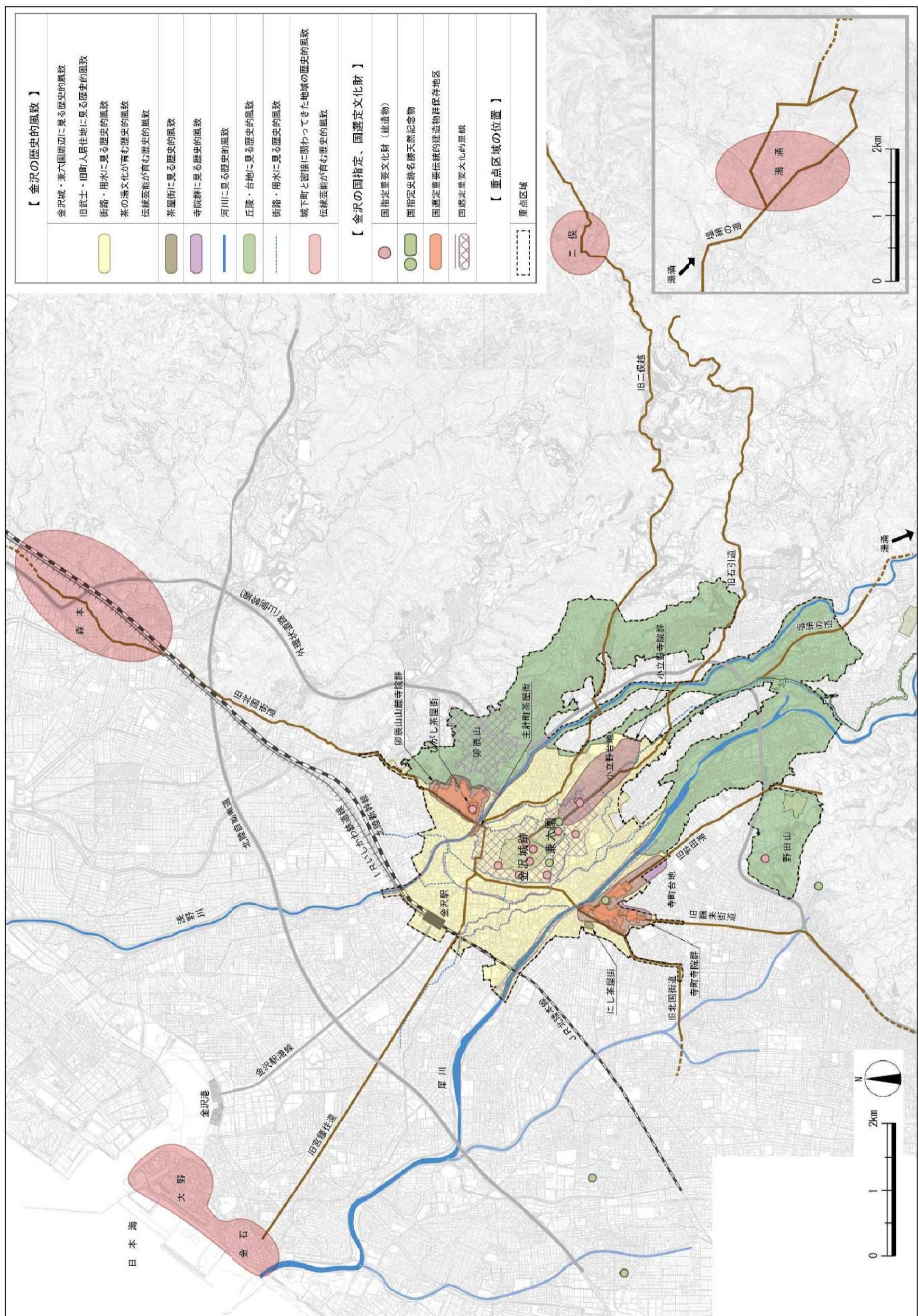


図 4-1 金沢市 の維持及び向上すべき歴史的風致の位置

5. 協議会の体制

「金沢市歴史的風致活用国際観光協議会」を組織し、整備計画の策定を行う。協議会は、金沢市の観光関連部局の代表者のか、観光関連団体の代表者により構成するものとする。

6. 実施方針

平成 27 年(2015)3 月 14 日の北陸新幹線の金沢開業以降、本市を訪れる外国人旅行者が急増していることから、早急に外国人旅行者の受け入れ環境を整備することが求められる。このため、事業の方針としては、本市の歴史的風致を外国人旅行者に、「正しく」、「わかりやすく」伝えることを基本方針として、ソフト面を中心とした事業を実施することとする。

表 6-1 外国人旅行者の推移

年	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
外国人客 (人)	200,580	256,092	396,173	448,267
前年比 (人)	-	+55,812 (+27.7%)	+140,081 (+55.0%)	+52,094 (+13.1%)

※平成 29 年金沢市観光調査結果報告書（金沢市経済局営業戦略部観光政策課）より

※市内に宿泊した外国人の数

※各年 1 月から 12 月の 12 か月の集計値

7. 事業名及び概要

実施方針に基づく事業の概要を以下に示す。

(1) 案内板多言語化事業

【種 別】 ②多言語化、ガイドライン策定

(制度要綱第5条第1項第2号関係)

【事業主体】 金沢市

【事業期間】 平成31年度～平成32年度

【事業内容】 金沢市内に設置してある伝統環境説明（由緒書）看板（重要伝統的建造物群保存地区、こまちなみ保存区域、重要文化的景観、保全用水など）を訪れた外国人観光客がより興味をもって金沢の街を周遊できるように英語併記の多言語対応看板とする。

(2) 通訳ガイド・スキルアップ研修

【種 別】 ③人材育成（制度要綱第5条第1項第3号関係）

【事業主体】 金沢市

【事業期間】 平成31年度～平成33年度

【事業内容】 地域固有の歴史・文化を正しく、分かりやすく外国人旅行者に伝えるため、通訳ガイドに、金沢の歴史・文化等の観光素材の知識の深化、ガイド力向上を目的とした研修を受講してもらうことをとおし、育成を図る。年3回程度開催。

(3) 金沢市地域通訳案内士 実施体験スキルアップ事業

【種 別】 ③人材育成（制度要綱第5条第1項第3号関係）

【事業主体】 金沢市

【事業期間】 平成31年度～平成33年度

【事業内容】 ガイド経験が少ない金沢市地域通訳案内士を対象とし、地域固有の歴史・文化を分かりやすく外国人旅行者に伝える力を養うために実地体験をとおしてスキルアップを図る。案内士は外国人旅行者に人気のある3地区（長町武家屋敷跡、ひがし茶屋街、にし茶屋街）の各休憩所に配置し、外国人旅行者向けのソフト的機能向上を図る。

※休憩所3箇所に1名ずつ、200日程度の配置を想定。

8. その他

関連ホームページのアドレスを以下に示す。

・「金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）（金沢市ホームページ）

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/11107/rekisimatizukuri/fuuti.html>

・「観光パンフレット」（金沢市観光協会ホームページ）

<http://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp/digitalpamphlet/>

・「昇龍道」（観光庁ホームページ）

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kikaku/syoryudo/>

・「昇龍道」（中央日本総合観光機構ホームページ）

<https://shoryudo.go-centraljapan.jp/ja/>